

沼 津 市 審 査 第 3 号  
平成 30 年 6 月 4 日

答 申 書

審査庁 沼津市長 頼重 秀一 様  
(市民福祉部健康づくり課)

沼津市個人情報保護審査会  
会 長 恒 川 隆 生

沼津市個人情報保護条例（平成 12 年 9 月 27 日条例第 38 号。以下「条例」という。）  
第 19 条の 2 の規定に基づく平成 29 年 12 月 19 日付け沼市健第 262 号による下記の諮  
問について、以下のとおり答申する。

記

「自己に係る住民票及び戸籍の交付申請書の写し（委任状を含む）、自動交付機の発行  
履歴期間：平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日まで」の部分開示決定（以下「本  
件決定」という。）に対する審査請求について〔平成 29 年度諮問第 1 号〕

1 審査会の結論

本件決定により一部不開示とされた、平成 28 年 2 月 16 日に申請された戸籍謄本等  
職務上請求書（以下「本件請求書」という。）における「事件の種類、代理手続の種類  
及び戸籍の記載事項の利用目的」の部分（以下「本件不開示部分」という。）は、開示  
すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件請求書における「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目  
的」を不開示とした処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によれば、以  
下のとおりである。

ア 審査請求人としては、戸籍等を調査されることの恐怖、違和感は拭えないもの

がある。審査請求人は、何の目的で自己に係る戸籍が他人に対して開示されたかを知ることを強く希望するし、開示がなされるべきだと考える。

また、本件請求書にて戸籍等を調査（以下「本件調査」という。）した当該弁護士から、「第三者委員会の委員としての請求である旨を明記して請求をした」との説明を受けているところ、その真偽を知りたい。

イ 実施機関は、「弁護士がその業務の必要上、請求したもの」であり、『事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的』については、戸籍法第10条の2第4項の規定により、弁護士はその受任している事件について、・・・明らかにしなければならない」というが、本件では、当該弁護士は、本件調査を保育園の第三者委員会委員長としてなしたものであって、弁護士として受任した業務のために調査をしたものではない。

ウ 実施機関は、不開示部分を開示することにより「依頼者である特定の個人が識別されるおそれがある」というが、本件調査は、弁護士が業務として依頼者のためになしたものではない。また、依頼者の個人情報保護が審査請求人のそれよりも優先するとの判断は不合理である。

### 3 審査請求に対する実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書によれば、以下のとおりである。

本件請求書は、日本弁護士連合会統一用紙である戸籍謄本等職務上請求書により戸籍謄本の請求が行われたものであり、弁護士がその職務上、請求したものである。不開示部分については、戸籍法第10条の2第4項の規定により、弁護士は受任している事件について、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争手続きの代理業務に必要な場合において、明らかにしなければならないものである。

不開示部分は、どのような目的のために弁護士へ依頼しているかの依頼者の個人情報にあたり、これを開示することにより、依頼者である特定の個人が識別されるおそれがあるほか、弁護士が依頼を受けた業務に影響を与えることや、依頼者の権利利益の保護を図ることが出来なくなるなど弁護士としての正当な活動に支障が生じるおそれがあること、また、依頼者の権利及び正当な利益実現に支障を及ぼすおそれがあると思料される。

したがって、条例第11条第3号に該当する。

本件不開示部分を開示しなかった本件処分に、違法、不当な点はない。

### 4 審査会の判断

- (1) 戸籍謄本等職務上請求書は、戸籍等を第三者が職務上の必要性を理由に取得するための請求書であり、それに記載される各事項は、一体として請求の内容を画する意味を持つから、原則として、全体が一つの条例第2条第2号にいう「保有個人情報」である。

戸籍等は、当該戸籍等に掲載された者（以下「被掲載者」という。）の個人情報であることは明らかであるところ、戸籍等が第三者に開示された場合、その開示に関する情報も、被掲載者の個人情報として、条例第 11 条各号記載の不開示情報に該当しない限り、開示の対象となる。

(2) 不開示情報該当性（条例第 11 条）

ア 本件不開示部分については、条例第 11 条のいずれの号にも該当せず、不開示とする理由はない。

イ 実施機関は、不開示の理由として、条例第 11 条第 3 号に該当するというので、検討した。

条例第 11 条第 3 号は「実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定する。

実施機関は、①「依頼者である特定の個人が識別されるおそれ」、②「弁護士が依頼を受けた業務に影響を与えることや、依頼者の権利利益の保護を図ることが出来なくなるなど弁護士としての正当な活動に支障が生じるおそれ」、③「依頼者の権利及び正当な権利及び正当な利益実現に支障を及ぼすおそれ」があると思料されるという。

しかし、主張されるこれらの「おそれ」は、具体的なものではない。まず、①「依頼者である特定の個人が識別されるおそれ」については、当該欄には、依頼者の氏名等を記載することは要請されておらず、「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載の記載事項の利用目的」という一般的・抽象的な項目を記載するものとされている（例えば「離婚訴訟手続代理の準備のため」等）のであるから、依頼者である特定の個人が識別されるおそれは極めて小さい。そして、②「弁護士としての正当な活動に支障が生じるおそれ」及び③「依頼者の権利及び正当な利益実現に支障を及ぼすおそれ」については、開示が弁護士活動等に一切影響しないと断定できないものの、依頼者個人の識別されるおそれが極めて小さいことからすると、直接に、具体的な不都合が生じるとは考えがたく、それが生じる抽象的な危険が審査請求者のプライバシーに優越するとは言えない。

さらに、仮に上記①から③までのおそれが認められるとしても、それが「実施機関・・・が行う事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれ」をもたらすと主張するには飛躍があり認められない。

したがって、本件不開示部分は条例第 11 条第 3 号に定める不開示情報には該当しない。

(2) 以上より、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、条例には、開示請求者以外の者の個人情報にあたることを不開示事由として明記した規定が存在しないところ、かかる規定の必要性等につき検討されることが望まれる。(もつとも、同内容の規定の有無が、本結論を変えるものではない。)

## 5 審査会の経緯

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

平成 29 年 12 月 19 日	諮問の受理
平成 30 年 1 月 25 日	審議 (第 1 回)
平成 30 年 3 月 13 日	審議 (第 2 回)
	審査請求人による口頭意見陳述
平成 30 年 4 月 20 日	審議 (第 3 回)
平成 30 年 6 月 4 日	審議 (第 4 回)
	答申の確定

審査請求人 XXXXXXXXXX  
処分庁 沼津市長 (市民福祉部市民課)

沼津市個人情報保護審査会	恒 川 隆 生 (会長)
	小宮山 克 己 (会長職務代理者)
	内 田 裕 久 (委員)
	関 亮 子 (委員)
	野 方 千賀子 (委員)